

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

○【事業活動枠】

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

○【流動資産担保枠】

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

○【再チャレンジ枠】

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方
（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）

■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。

（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融 資 限 度 額	1 億円	3 千万円	1 千万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金		
融 資 利 率 (注 1)	1.9%【変動利率】 ※「経営力向上割引」の利用で、さらに年0.5%軽減されます。		
融 資 期 間 (うち、据置期間)	運転10年以内(2年以内) 設備15年以内(3年以内)	1 年間	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2,3)	原則年0.45%～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保 証 人 (注 3)	原則として法人代表者以外の 連帯保証人は徴求しない	徴求しない	原則として法人代表者以外 の連帯保証人は徴求しない
物 的 担 保	必要に応じ徴求	流動資産を 譲渡担保	必要に応じ徴求
取 扱 金 融 機 関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をよりの確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和7年4月1日現在：17市町村)

青森市、五所川原市、黒石市、むつ市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、階上町

(注3) 中小企業者である法人が、青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率となります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会

電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ

電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索